

海外農業開発

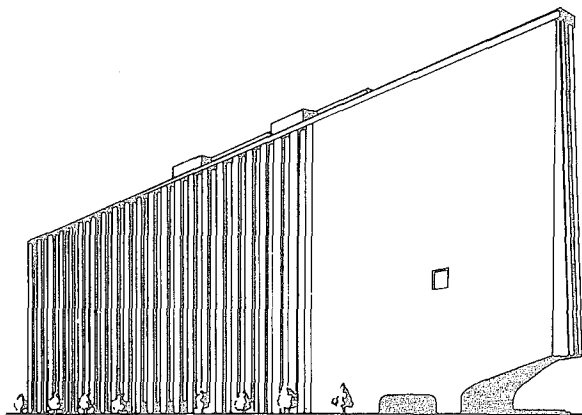
MONTHLY BULLETIN OVERSEAS AGRICULTURAL DEVELOPMENT NEWS

1 9 9 7 10

社団法人 海外農業開発協会

豊かな明日を考える興銀

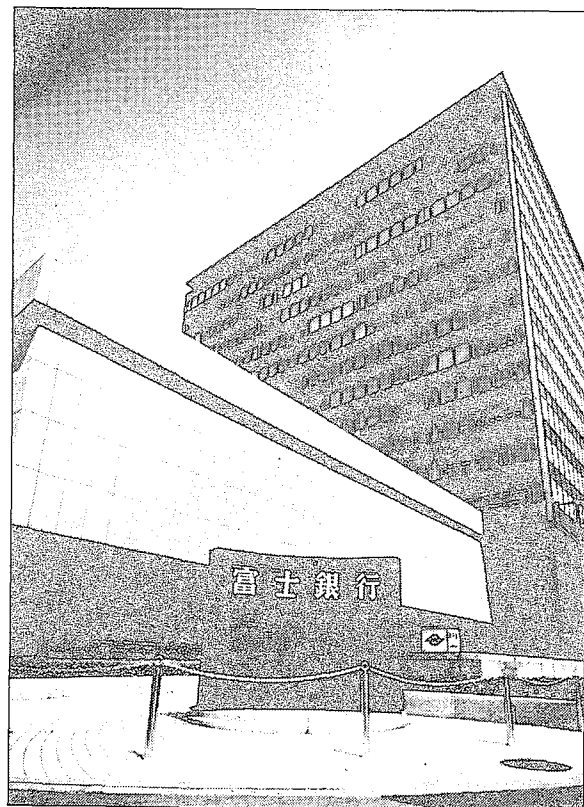
最新の情報をもとにして、産業の発展、資源開発、公害のない都市づくりなど、より豊かな明日への実現に努力してゆきたいと考えています。



リツキー ワリコー 日本興業銀行

〔本店〕東京都千代田区丸の内1-3-3 ☎03(3214)1111

〔支店〕札幌・仙台・福島・東京・新宿・渋谷・横浜・静岡・名古屋・新潟・富山・京都・大阪・梅田・神戸・広島・高松・福岡



将来への礎石。

いま未来を見つめて、〈富士〉はみなさまのお役に立つよう力をつくしています。経済の発展に資すべく、多様化するニーズを的確にとらえて歩みつづける〈富士〉。暮らしに、経営に、多岐にわたる〈富士〉のサービスをご活用ください。



あなたを考えます。

富士銀行

目

次

1997-10

我が国の生鮮果実の輸入推移と展望..... 1

調査余瀝

ウルグアイの植林“見て歩く”の記.....12

海外農林業開発協力促進事業のご案内.....17

我が国の生鮮果実の輸入推移と展望

(社)日本青果物輸入安全推進協会

常務理事 石田 里司

生鮮果実は健康の維持・増進、とくに成人病の予防や幼児の健全な発育に必要な食材とされている。しかし我が国の国民一人当たり消費量は減少傾向にあり、若年層においてとくに顕著であるといわれる。健康志向の高まっている我が国の一人当たり年間消費量は、OECD 資料 (Food consumption on statistics) によれば先進諸国の中で最下位という。国民栄養調査などで一人当たりの消費量はここ数年増大しているように発表されているが、これはジュースなどの調整品を含んでいるからである。

ヨーロッパなど先進諸国の消費量に比べて少ない理由については諸説あるが、飲料水の水質を原因とするものが主流となっている。我が国では、全国各地に清水が湧き出ており水道水も外国と比べ良質である。喉が渴けばいつでも飲料水は手に入る、水質が硬水であったり清水の少ないヨーロッパなどでは、多汁の生鮮果実をとる以外にない、というのである。このような背景からヨーロッパなどでは生鮮果実が生活必需品として位置づけられ、大量・安価に生産・消費されるようになった。一方、我が国では嗜好品として、また贈答品、見舞い品用に位置づけられていたようである。

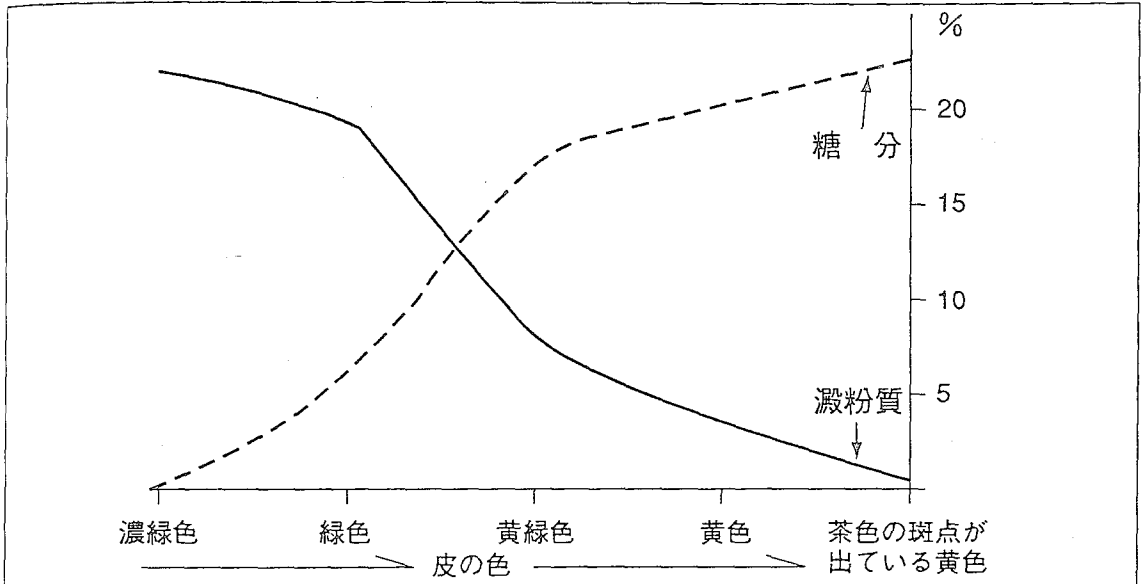
我が国に生鮮果実が輸入されるようになったのは、戦前的高级ホテル向けや植民地であった台湾で産するバナナの輸入 (正確には移入) といった場合を除き考えられなかった。

台湾にはバナナ、パパイヤなどの熱帯果実およびポンカン、タンカンなどの柑橘類や珍しい生鮮果実が生産されていた。しかし、ミカンコミバエ (小さい実蠅) という果樹の重大害虫が発生しているため本土への移入は制限されていた。制限の内容は、ミカンコミバエが寄生しない青い固い状態のバナナを除き移入禁止、後年は消毒と毎個検査 (一定期間貯蔵した後 1 個 1 個検査) により許可されるという厳しいものであった。それでも量的に商材になったのはバナナだけであった。

1. 台湾バナナの移入と輸入

バナナは他の生鮮果実と異なり、緑色の固い状態で収穫され、特別の室 (ムロ) で追熟 (黄熟) 加工されたものが市場に出まわる。このムロでの黄熟加工の段階を経て約23%の澱粉質が糖分になって固い果肉が軟らかくなり緑色の果皮が黄色に変化するのである (図-1)。産地から消費港までの輸送は緑色の固い状態で行われるため、ミカンコミバエが発生せず本土への移動制限が通商上の障害とならなかった唯一の生鮮果実であった。記録によると、台湾バナナ

図-1 バナナの成熟度



が貨物として本土に移入されたのは1903年（明治36年）に神戸港に7籠が陸揚げされたのがはじめてである（バナナ輸入沿革史：日本バナナ輸入組合）。その後、次のような理由で年を追って量が増加していく。

①本土では生産されず、しかも安価で食べやすい ②消費者の嗜好に合うように品種および品質が改良された ③本土産果実の少ない春先～初夏に移出された。移入量が特に増大したのは1908年（明治41年）からで、12年（大正元年）は14万籠（1籠の正味重量は約45キログラム）、21年は58万籠、26年は264万籠、35年は259万籠、最高は1937年（昭和12年）の313万籠であった。第二次大戦開戦時の41年は150万籠、終戦前年の44年は2万籠が記録されている（前掲バナナ輸入沿革史）。

戦中・戦後中断していた民間貿易は、1950年（昭和25年）7月のエスコロ・バーター貿易として再開された。しかし、終戦により台湾の帰属は中華民国にかわり、移入は輸入となった。日本貿易月表によると、生鮮果実の輸入は前年の1949年に進駐軍用として始まり、この年の総輸入量500トン全量を台湾バナナが占めた。民間貿易が正規に再開された翌年の総輸入量は6,625トンにのぼったが、うち6,566トンが台湾バナナとなっている。51年は2万2,231トンのうち2万1,889トンを台湾バナナが占め、以後、輸入量は急激に増大していった。

2. 果実の需給動向

表-1は、平成8年の農業白書付属統計表から作成したものである。この表の「果実」にはジュースなどの調整品も含まれており生鮮果実だけではないが、需要量と生産量の間には相当のひらきが見られる。不足分は輸入に依存しなければならず、その量は年々増加している。具体的にみると、昭和55年の総需要量が763万5,000トンに対し生産量は619万6,000トンで差し引き不足分は143万9,000トン、これに見合う153万9,000トンが輸入されている。10年後の平成2

表-1 果実の需給動向

年度 区分	単位	1980 (昭55)	1985 (昭60)	1990 (平2)	'91 (平3)	'92 (平4)	'93 (平5)	'94 (平6)	1995 (平7)
需 要 量	千トン	7,635	7,486	7,763	7,391	8,199	8,293	9,181	8,638
生 産 量	"	6,196	5,747	4,895	4,366	4,858	4,411	4,275	4,232
輸 入 量	"	1,539	1,904	2,978	3,033	3,449	3,776	4,790	4,524
うち生鮮	"	1,159	1,205	1,405	1,472	1,531	1,643	1,748	1,676
(うち バナナ)	%	62	56	54	54	50	55	53	52
	千トン	726	680	758	803	777	913	929	874
指 数		(100)	103.9	121.2	127.0 (100)	132.1 104.0	141.7 111.6	150.8 118.7	144.6 113.8
対前年比	%	94.0	103.9	116.6	104.7	104.0	107.3	106.4	95.9
自 給 率	%	81	77	63	59	59	53	47	49
年1人当り の消費量	kg	38.8	36.8	37.4	35.1	38.8	39.3	※ 42.8	40.6
栽 培 面 積	千 ha	408.0	387.3	346.3	340.3	334.6	328.9	321.7	314.9

注1：生鮮果実の輸入量には、いちご、メロン等の果実的野菜が含まれている

注2：1996年の生鮮果実の輸入量は1,562千トン、うちバナナは52%の819千トンである

注3：※は猛暑により果汁の需要が急増したことによる

出所：農業白書附属統計表（平成8年度）

年になると776万3,000トンの需要量に対し489万5,000トンの生産量で、不足分に見合う297万8,000トンが輸入されている。不足分は、5年後の平成7年には440万6,000トンに拡大している。

生鮮果実だけの需要量は把握しにくいだが、輸入量は昭和55年の115万9,000トン、10年後の平成2年は140万5,000トン、平成7年には167万6,000トンとなっている。なお、平成8年の輸入は156万2,000トンで前年より11万4,000トン減となっている（バナナの市況が極端に低迷したことによる）。

昭和55年の生鮮果実の輸入量を100とした場合、10年後121.2、15年後144.6となっているのに対し、調整品を含む果実の方は、10年後193.5、15年後293.9となり、果実輸入量の増大は、生鮮果実より調整品の方が遙に大きい。輸入生鮮果実の数字を激増と見るか漸増と見るかは意見の分かれるところであるが、平成3年を100とする指数で順を追ってみると、4年104.0、5年111.6、6年118.7、7年113.9となっており、また、それぞれの前年対比は104.7、104.0、107.3、106.4、95.9である。これら最近5カ年間の数字をみる限り、一部のマスコミが報じる「輸入青果物の激増により国産果実は壊滅的打撃云々…」といった状況にはなっていない。

3. 輸入果実の種類と数量

表-2の生鮮果実輸入量は、日本貿易月表より関係部分を抜すいして作成したもので、平成2年から昨年までの7年間の種類別数量である。

マスコミ情報の中で生鮮果実の輸入量が増加したとか、今年はマンゴーの輸入量は激増したがりんごは激減したという記事にふれることがあるが、そのさい、生鮮果実の輸入量（重量



バナナの花（花序）と果実

バナナ余話

バナナの叩き売り！

さあ！さあ！門司港名物 バナナの叩き売り
ご用とお急ぎでない方は 見てらっしゃい
どうだい！これは 見るからにふさふさ黄金色
うまそうなバナナだね 見ただけでも ヨダレ
が出るほどに美味しいが食べたならなおのことお
いしい。

ほったの落ちること請け合いだ もっとも
ほったが落ちたからといって オレの方では
治療費は 払わないことになっているよ……。

（東京新聞 平成9年4月20日）

ちなみに、「バナナの叩き売り発祥の地」の碑
は、旧門司港駅の近くにある。



フィリピンのバナナ畑

表-2 生鮮果実輸入量

単位: トン

年次 品 目	1990年 (平成2年)	1991年 (平成3年)	1992年 (平成4年)	1993年 (平成5年)	1994年 (平成6年)	1995年 (平成7年)	1996年 (平成8年)
ココヤシの実	4,523	1,724	2,027	1,678	1,990	2,017	600
バナナ	757,520	803,340	777,175	913,335	929,380	873,765	818,712
ナツメヤシの実	139	119	606	752	797	591	742
イチジク	—	—	—	—	9	—	—
パイナップル	128,250	137,788	127,466	120,963	113,527	107,940	96,618
マンゴー	5,510	6,885	8,059	9,264	7,606	10,047	9,591
アボカド、グァバ等	(2,163)	(2,665)	(3,559)	(4,573)	(3,741)	(4,726)	(6,455)
(1)アボカド	2,163	2,665	3,559	4,573	3,741	4,726	6,455
(2)グァバ及びマンゴスチン	—	—	—	—	—	—	—
オレンジ	145,188	82,017	171,700	165,420	190,376	179,959	154,085
マンダリン、タンジェリン等	281	333	1,220	1,590	7,600	6,936	3,711
レモン及びライム	103,884	89,079	93,416	89,276	(90,322)	(94,811)	(93,681)
(1)レモン					89,079	93,422	92,059
(2)ライム					1,243	1,389	1,622
グレープフルーツ	156,656	260,784	244,578	237,489	284,965	278,129	270,482
その他のカンキツ	9	54	—	5	2	—	8
ブドウ	12,040	7,568	7,732	7,776	9,648	8,630	6,751
リンゴ	—	14	69	37	242	9,295	710
ナシ及びマルメロ	2	17	—	5	—	16	16
核果類	(6,863)	(5,814)	(12,617)	(12,669)	(15,667)	(12,209)	(11,336)
(1)サクランボ	6,858	5,814	12,617	12,667	15,665	12,208	11,336
(2)モモ (ネタクリンを含む)	5	—	—	—	—	—	—
(3)アンズ	—	—	—	—	—	—	—
(4)プラム及びスロー	—	—	—	2	2	1	28
メロン (スイカ含む)	16,772	21,359	20,695	22,420	36,622	32,750	(29,118)
(1)メロン							27,359
(2)スイカ							1,759
ベリー類	(3,253)	(3,657)	(3,436)	(3,931)	(4,297)	(5,183)	(4,590)
(1)イチゴ (ストロベリー)	3,244	3,639	3,416	3,904	4,259	5,134	4,491
(2)ラズベリー、ブラックベリー等	7	17	19	23	37	45	88
(3)ブラックカレント、クズベリー等	—	—	—	—	—	—	—
(4)クランベリー、ビルベリーその他	2	1	1	4	1	4	11
パハイヤ	5,368	5,271	5,197	4,774	5,161	6,373	6,029
その他の果実	(61,015)	(44,895)	(54,287)	(49,565)	(48,434)	(45,011)	(49,194)
(1)キーウィフルーツ	58,880	42,651	52,265	47,058	45,512	42,483	46,699
(2)その他のもの	2,135	2,244	2,022	2,507	2,921	(2,528)	(2,495)
①ドリアン、レイシ等						1,568	1,451
②その他のもの						960	1,044
合 計	1,409,436	1,473,381	1,533,839	1,645,522	1,750,384	1,678,388	1,562,455

出所: 大蔵省日本貿易月表

ベース)の半数以上がバナナで占められているという実情を念頭に入れておく必要がある。バナナが産地の気象災害により、あるいは市場相場などにより輸入量が増減すると、直接総輸入量に大きく影響するが、マンゴーやりんごなどが激増または激減しても、総輸入量に与える影響は微々たるものといえる。

生鮮果実の輸入量でバナナに次ぐものは、グレープフルーツで総輸入量の15～17%を占め、以下オレンジが10%前後、パイナップルとレモンがそれぞれ6～7%となっている。以上のビッグファイブで生鮮果実総輸入量に占める割合は実に92%前後に及んでいる。これら5品目最近3年間における輸出国別の市場占有率をみると、次のとおりである。

(バナナ) 第2次大戦前のバナナは、安くて美味しい果物の代表として大衆に親しまれ、いたるところの夜店でタタキ売りが行われていた。その口上は、およそ60年後の現在でも小話などで紹介されているので、ご記憶の方も多いであろう。このバナナを取りまく情勢は終戦後に一変してしまう。昭和25年から再開された民間貿易も、産地の台湾が外国となってバナナは外貨なしでは輸入できなくなったからである。当時、外貨は生きるために重要かつ緊急の物資の輸入が優先されていて、輸入するにはその貴重な外貨の割当を得たうえでさらに煩雑な貿易上の諸手続をとる必要があった。そのため、「安くて美味しいバナナ」は一転して「高価で大衆の手の届かない高級果物」と化してしまった。

戦後の経済再建途上において貿易制度、特に外貨の割当制度はいろいろと形を変えたが、経済が安定し国際的にも貿易が軌道に乗りはじめると、それまで輸入貿易管理令などによりとっていた国内産業保護政策は、貿易の自由化政策へと転換せざるを得なくなった。

我が国における生鮮果実の自由化品目(AA品目)への移行は、昭和35年10月にキーウィフルーツ、さくらんぼの他マンゴー、パパイヤなどの熱帯果実がIQ品目(非自由化品目)から移行したのをはじめとして、パイナップルが昭和36年、グレープフルーツが同46年6月、そして日米オレンジ交渉として有名になったオレンジの自由化が平成3年4月に行われ、これをもってすべての生鮮果実が自由化された。

バナナはフィリピン、エクアドル、台湾のビッグスリーからの輸入の他、インドネシア、中国、オーストラリア、マレーシア、ベトナム、タイ、メキシコ、コスタリカ、コロンビアからも少量輸入されている。フィリピンの過去3年間のシェアは74%～78%で不動の第1位を占め、エクアドルは16%～17%で第2位、かつて全盛を誇っていた台湾は5～6%に低下してしまった。この3カ国で全輸入量の98%～99%のシェアを占めている。

(グレープフルーツ) 品目別第2位のグレープフルーツはアメリカ産が圧倒的に多く、3年間のシェアは83%～92%に達し、このうちの80%前後がフロリダ州産である。イスラエル産は、本来のグレープフルーツからフウィーティ(無酸の文旦に4倍体の白グレープフルーツを交配して育成、果皮はグリーン)に主力が移っているが、珍しさもあってシェアは4%～10%と伸び、南アフリカ産およびスワジランド産は共に同じ組織により生産から輸出まで行われており、双方で3%～7%を占めている。この他ニュージーランド産も極く少量であるが輸入されている。

(オレンジ) オレンジもアメリカ産が圧倒的に多く3年間のシェアは88%～96%となってい

るが、アメリカ国内の生産シェアはグレープフルーツと異なりカリフォルニア州が主産地で約98%を占めている。この他、オーストラリア産が2%~7%、南アフリカおよびスワジランド産が2%~5%と続き、メキシコとニュージーランドからも少量の輸入がある。

(パイナップル) 第4位のパイナップルは、かつてのハワイおよび台湾産からフィリピン産に完全に移行し、そのシェアは3年間とも99%に達している。台湾、ハワイ、中国からも少量の輸入がみられる。

(レモン) 第5位のレモンもやはりアメリカ産が圧倒的で3年間94%~95%のシェアがあり、オレンジと同様カリフォルニア州産がその80%以上を占めている。南アフリカおよびオーストラリア産の双方で4%~6%となっている他、ニュージーランドとスペインからも少量輸入されている。

4. 輸入規制と輸出各国事情

生鮮果実を輸入するには3つの関門がある。ひとつは農林水産省所管の植物防疫法で、「輸入禁止品に該当していないか、検疫有害動植物(病虫害)が付着していないかどうか」の検査、次に厚生省所管の食品衛生法に基づく検査で食品添加物や残留農薬についてのチェック、そして最終関門は大蔵省所管の関税法で、輸入諸手続の総合的な最終審査を受け、関税と消費税を支払って輸入手続が完了する。

第1関門である植物防疫法では、重要病虫害の発生している国で生産された果実が対象となり、その病虫害の宿主(寄生)となるものの輸入を禁止している。これらの禁止対象病虫害のうち、チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ種群、クインスランドミバエ、コドリリング(蛾)および火傷病菌などは果実に関係するものである。

この植物防疫法に基づく輸入禁止は、あくまでも原産国(地)に「禁止対象病虫害が発生している」という生物学的根拠に基づくものであるから、その病虫害が根絶された場合はもちろんのこと、実用的な完全消毒方法が確立・実施されて、侵入する恐れがなくなれば当然解除されるべき性格のものである。自国内の全域からたとえ1種類の病虫害といえども根絶するのは至難のわざだが、完全消毒法の確立は科学技術の進展に伴い各国で実現しつつある。輸出前に完全消毒を実施し、さらに再汚染防止の措置を講ずるなどが輸入禁止の解除条件で、この制度を「条件付き輸入禁止解除」または単に「輸入解禁」と称している。

これまで、輸入解禁制度が認められている生鮮果実は14カ国産の12品目にのぼる。その代表例を表-3に掲げた。

確立された完全消毒方法は、それぞれの輸出国において輸出対象果実と禁止対象病虫害を用いて、消毒試験を繰り返し実施して完成した方法であるので、同じ品目でも国により微妙に異なっている。チチュウカイミバエが対象のスウィートオレンジを例にとると、南アフリカでは「果実の中心温度がマイナス0.6℃になった後、引き続きその温度で12日間消毒」といった低温処理方法をとっているのに対し、イスラエルは「果実の中心温度がプラス0.5℃になった後、引き続き14日間、またはプラス1.5℃16日間」といったちがいがあある。

各国で確立された完全消毒の方法は、オレンジなどの柑きつ類(対象はミバエ)は低温処理、パパイヤ、マンゴー等の熱帯果実(対象はミバエ)は飽和蒸気を使う蒸熱処理、コドリリングが

表-3 条件付き輸入解禁品目(例示)

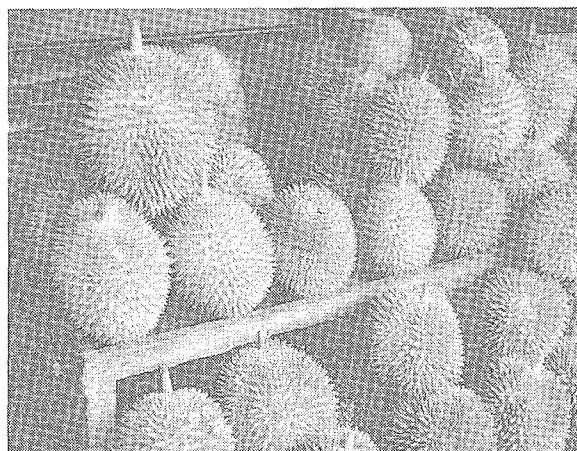
国/地域名	果 実 名 (解禁期日)	対象病害虫	消 毒 方 法	輸送方法
ハ ワ イ	パパイヤ (1969年3月)	①チチュウカイミバエ ②ミカンコミバエ種群 ③ウリミバエ	蒸熱処理	①船積貨物 ②航空貨物 ③航空携行手荷物
南アフリカ共和国	スウィートオレンジ (1970年6月) レ モ ン (1971年4月) グレープフルーツ (同 上)	①	低温処理	① ②
スワジランド	スウィートオレンジ (1973年6月) グレープフルーツ (同 上)	①	低温処理	① ②
台 湾	ポ ン カ ン (1969年11月) レ イ シ (1988年3月)	②	低温処理	① ② ③
			蒸熱処理+低温処理	
	マンゴー (1976年6月他)	② ③	蒸熱処理	
イ ス ラ エ ル	スウィートオレンジ (1972年6月) グレープフルーツ (同 上) (スウィーティ) (1990年3月)	①	低温処理	① ②
フィリピン	マンゴー (1975年7月)	② ③	蒸熱処理	① ②
ア メ リ カ	サクランボ (1978年1月他)	④コンドリノガ	くん蒸	① ②
	リ ン ゴ (1994年8月)	⑤火傷病菌 ④	低温処理+くん蒸 ⑤はフリーエリア+表面殺菌	
ス ペ イ ン	レ モ ン (1988年12月) スウィートオレンジ (1996年9月)	①	低温処理	① ②

注1：解禁期日が「…年…月他」とあるのは、その後、品種追加の解禁があったことを示す

注2：解禁年またはその翌年が当該果実の輸入開始年にほぼ該当する

対象のさくらんぼ、りんごなどはくん蒸処理またはくん蒸と低温処理の併用となっている。これらの方法は、輸出対象果実と禁止対象病害虫双方の低温・高温・くん蒸ガスに対する耐性によりそれぞれ選択される。

輸入果実については、「日本はアメリカからばかり輸入している」という話を耳にする。確かにグレープフルーツ、オレンジ、レモンなどの柑きつ類(温帯果実)はアメリカ産が圧倒的に多くなっているが、世界の主要産地と禁止対象害虫の発生の有無をみると、理由が明らかになる。



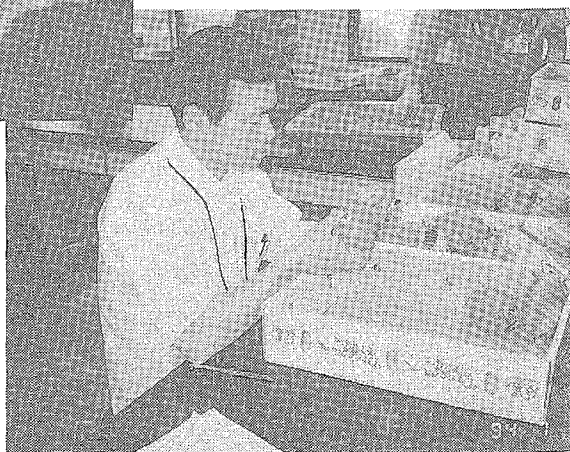
ドリアン・売場
タイ（バンコク市内）



タイ産ドリアンの輸入検査
（成田空港）



ベトナム産ドラゴンフルーツ



ベトナム産ドラゴンフルーツの輸入検査
（成田空港）

ギリシャ、モロッコ、エジプト、スペイン、イタリア、イスラエル、ブラジル、南アフリカ共和国の大生産地には何れもチチュウカイミバエが発生しており、またオーストラリアにはチチュウカイミバエとクインスランドミバエが発生している。これら諸国から我が国への輸出は輸入解禁の制度に基づき完全消毒方法の実施が必要となる。これに対しアメリカはこのミバエがないため、他の生産国に比べ優位に立っている。もちろん、この他の要因として経済的、歴史的な深いつながりのあることも否定できない。

注：上記のアンダーラインで示す国は輸入解禁が認められており、他の国は輸入禁止となっている。

6. 輸入果実の種類と展望

表-2では、実行関税率表に定める品目ごとの生鮮果実の輸入数量を示している。輸入生鮮果実の上位5番までの輸出国や市場占有率についてはすでに述べたが、これらに続く6位から10位までにはキーウィフルーツ、メロン、さくらんぼ、マンゴー、ぶどうが入る。以下20位までにはアボカド、パパイヤ、いちご、マンダリン類、すいか、ライム、ドリアン、レイシ、なつめやし（実）、りんご、ココヤシ（実）などが続く。これら20品目の輸出国数は27カ国に及ぶ。

この貿易付表の品目欄に示されている以外の果実については、正式な統計がなく不明だが、旅行者が携帯する果実や商品見本で輸入されるものを除くと、およそ35品目が約35カ国から輸入されているとみて差し支えないようである。

生鮮果実の大部分は、鮮度保持技術と輸送機器の発達に伴い船積貨物によるものが多いが、さくらんぼ、ライムのように特に鮮度保持の難しいものや緊急輸入のものは航空貨物による場合もある。次に昨年度の成田空港における実績から主なものをピックアップしてみる。

アメリカ産さくらんぼ（8,700トン）、ハワイ産パパイヤ（2,900トン）、メキシコ産ライム（1,600トン）とマンゴー（700トン）、この他にいちご、カクタスペア（さぼてんの実）、いちじく、ざくろ、チエリモヤ、ベリー類なども輸入され、総数量は2万1,651トンに達している。

なお、関西空港にもさくらんぼ、パパイヤ、アボカドを中心に3,455トン輸入されている。

今後の輸入動向を展望するには生産国・消費国内の経済問題をはじめ、国内生産および消費動向など極めて広範な要因に左右され、筆者の言及できる範囲を越えている。しかし、常識的な目でみると、輸入可能な産地と品目は、すでに開発されつくしているの、今後は、現在も禁止されている国において「完全消毒方法を確立し、条件付き解禁制度の適用を受けた場合の増加」以外は、多くならないと思われる。全体として微々たる増加にとどまるとみるべきであろう。

輸入量については、冒頭でふれたように生鮮果実の1人当りの消費量が減少傾向にあり、しかも世帯主が若いほどこの傾向が強いことから考えると、今後増大する要因はないようである。

若い人の消費量が少ないということは、食習慣の関係で、その人達の子供も同様またはそれ以下となる可能性が強いからである。増加可能な要因として考えられるのは、①国産の価格が高いことから、ジュースなど果実の調整品原料としての輸入増の可能性②国内の果樹産業労働者の高齢化による国内生産の減少と、それに伴う輸入増などであろう。

もっとも望ましい将来像は、多くの消費者が健康の維持・増進に生鮮果実は欠かせないとの認識にたち、健康な長寿社会を構築するために日常の食習慣の中に生鮮果実をとり入れ、この

需要量を賄うために国内生産量も輸入量も増大させていくことである。

7. トピックス

生鮮果実の生産は、工業製品と異なり気象条件に大きく左右され、また食品という性格上、嗜好の違いや安全性の問題が伴うなど思わぬ事件に遭遇することがある。次にその1～2を紹介する。

(異常気象) 最後の自由化品目となったオレンジは、前述したように厳しい日・米交渉を経て平成3年に自由化された。当時、両国の生産者および政治・行政関係者の関心は、もっぱら自由化後の輸入量に集中していた。結果は自由化前年の平成2年が14万5,000トン(指数100)、自由化の年の平成3年が8万2,000トン(同56)、4年が17万2,000トン(同119)であった(表-2)。関係者の期待とは裏腹に、自由化により前年対比56と半減したのである。前年の12月24日から26日にかけて、記録的な大寒波が大産地カリフォルニア州を襲い、多くの果樹が凍結枯死した結果である。農産物は、大被害を受けたからといって、にわかに再生産は出来ない。特に、供給先が1カ国に集中しているような場合に、この傾向が強くなる。

今年もレモンにトラブルがあった。4月から始まったカリフォルニア産のレモンは、例年ならば1週間に7～8万箱が輸入されるのに、今年は1カ月で8万箱に終わっている。本年当初、異常な強風に見舞われ落果が相次いだためであった。

現在、エルニーニョ現象による異常気象が世界各地で発生しており、特にの農水産業を主体とする中南米各国は非常事態を宣言している。今後、成りゆきを注目する必要がある。

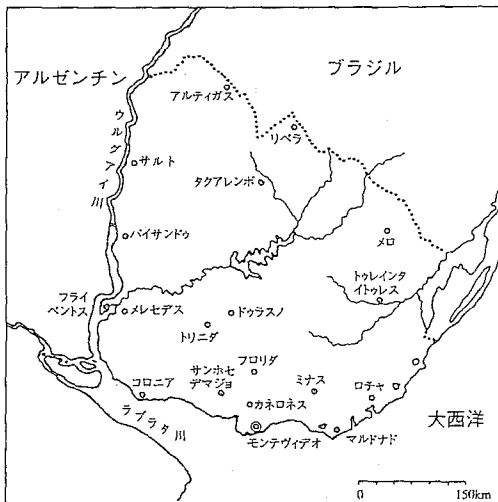
(消費者の嗜好) 落葉果樹の代表格りんごは、世界の主要産地のほとんどすべてに我が国が輸入禁止の対象としている害虫「コドリング」が発生しているので、植物防疫法で輸入が禁止されている。したがって、輸入貿易管理令で自由化(昭和46年6月)されても、「現実の輸入はあり得ない」との考えが支配的であった。しかし、科学技術の進歩は国内生産者の期待を裏切る結果となり、条件付きとはいえ輸入が解禁となった。第1陣は、平成5年6月にニュージーランド産の6品種のりんごが、次いで翌6年8月にアメリカ産のレッドデリシャスとゴールデンデリシャスの2品種が、そして本年9月10日にはフランス産の1品種も解禁された。このうち、特にアメリカ産は大規模生産で価格も安く、我が国と同じ北半球で収穫期もまた同じということで国内生産者の強い反対があった。現実の輸入は第1年目が8,935トン、2年目が404トンで、3年目の今年は105トン、そして来シーズンは「これまで輸出不振を極め日本向け園地指定申請(火傷病の検査)が皆無となったことで、98年の対日輸出がなくなるのは必至(グッドフルーツグローブ5月号)」と報じられている。それぞれの国民による品種やワックスがけの好み、りんごに対するイメージが大玉で高級でなければならないとする我が国と、小玉で実用的なもので良しとする米国の違いによるものであろう。

平井明男

ウルグアイの植林“見て歩く”の記

40年に及んだ商社マン生活を昨年末で卒業して新年を迎え、いよいよ第二の人生に入るべく、挨拶状の原稿やら住所録の整理、保険の切り替え等に明け暮れているおり、現役時代からお世話になっているNさんを通じて、あるNGO（非政府援助機関）から「ウルグアイで展開中の植林推進運動に、1カ月間ほど協力してもらえないか」との誘いを受けた。現在まで、国内外での植林、木材関係に携ってきた私自身の経験の範囲で対応できるとの話であり、さいわい6月には他の予定はなかったので、Nさんの言葉を額面どおりに解釈してお引き受けすることとした。

初めて訪れる国なのでにわか勉強を試みたものの具体的イメージがいまひとつつかめず、かつ、当初二人でいく予定が一人に変更されたこともあって不安な気持ちを解消できぬままに出発の日を迎えた。



▶ ウルグアイへの第一歩

久しぶりに乗り込んだ VARIG（ヴァリグ・ブラジル航空）は翌朝、乗り継ぎ地のサンパウロ空港に予定どおり着いた。しかし、その先がいけない。接続便のゲートが見当たらないのである。ふと、数年前に同じ VARIG に搭乗した時のトラブルが胸中を過ぎった。このときはアルゼンチンのブエノスアイレスに向かう途中、サンパウロ空港が濃霧のため閉鎖され、リオデジャネイロに着陸した。さいわい同行していた海外農業開発協会の I さんが航空会社のカウンターに掛け合ってくれたおかげで、なんとか接続便を掴まえることができ、ことなきを得たからよかったもの

の、その間の航空会社の対応の悪さには、相当イライラさせられた。今回もまたその二の舞いかと覚悟して案内に尋ねたところ、案の定、ウルグアイのモンテヴィデオ行きは、まだブラジルのポルトアレグレで霧のため待機中で、サンパウロ空港に到着する時刻はわからないという。それならそのような事態をアナウンスすべきだと思ったが、お国柄のちがいはいかんともしがたい。こんなことがあってモンテヴィデオに到着したのは予定より5時間も遅れてしまった。

出迎えていただいた NGO 現地事務所の M さんは、一度空港まで来たが、到着の遅れがわかったので、戻って出直して来たとのこと。悪天候のためとはいえ、ウルグアイでの第一歩は心ならずも関係者に対する陳謝から始まった。

翌日、M さんの事務所で業務打合せを行う。今回の私の仕事は、ウルグアイで M さんらが NGO として推進中の植林支援活動への協力であり、M さんが作成したスケジュールに沿って行動する。また、そのために必要な車両や同行者についても M さんが手配するといった点を確認した。

M さんらが行う植林支援活動の内容はおおよそ次の三つに分けられる。

第一は、国民が緑への理解を得るステップとしての学校林の造成に対する苗木の供給、植栽設計などの支援である。ここでは生徒はもちろんのこと、父母、さらには地域住民の参加を求めて、森に対する愛着心と、森が持っている機能の認識をはかるようにする。

第二は、モデル林の造成である。前記学校林の集大成とでもいうべきモデル林の造成を行い、産業用原料の生産林を核とし、その他の樹木を配したモデル林を展示して、国民の緑に対する理解を高めるため、来訪者に森林のはたらきを簡明に説明する。すでに設計図はできており、一見公園的な性格を備えていた。

第三は、林業第一線の基礎戦力の充実に欠かせない現場リーダーの養成である。そのため、若手実力者をリーダー研修に参加させるよう関係当局や企業の指導者に協力を求め、実戦力の強化を図る。



国内各地を視察

関係機関への挨拶および国内の植林推進状況と木材加工の実状をみるため、各地区へ足を伸ばした。地方への視察旅行には、林学が専門で元大学教授の K 氏が全行程同行し、現地の事情を説明してくれた。K 氏はウルグアイにおけるユーカリの導入、植林の第一人者である。

ウルグアイは、我が国とは時間だけでなく、南半球に位置するので季節も全く反対となるため、6、7月ともなると朝夕の冷え込みが厳しく、しばしば霜柱が立つ。夜明けが遅く、午前8時頃になってやっと陽が昇る状況だから、朝7時の出発ともなれば、まだ外は暗く人影も疎ら。東京の同じ時期でいえば感覚的に午前4時前といえようか。

最初の植林視察地は、中部地帯の中央部ならびに北部であった。この日の天候は、あいにくの小雨混りであったが、道路舗装の整備状況は思ったよりよく、日本製小型車でも時速120kmで走行できる。4時間余りで第一の目的地、この地域の中心地のタクアレンボに到着。昼食をすませた後、ミッションスクールを訪問し、同校構内のモデル林造成予定地に向かった。ここは放牧地が主体で、現在も牛馬がのんびりと草を食む。予定地の一部には樹齢80年程度のユーカリの古木がみられ、これをそのまま活用してモデル林の一部とする構想であるという。筆者としては、このモデル林が、やがて新しいウルグアイ林業の規範となるとともに、学校の生徒達をはじめ近隣住民の憩いの場や思索の場になって欲しいと願っている。

ここタクアレンボでは国際協力事業団（JICA）が国立農牧研究所に対する技術協力を行っており、派遣専門家がユーカリを主体とした国産の育種種子の生産に必要な技術開発に取り組んでいる。1993年から始まったこの協力事業は98年3月に終了予定だが、現地関係者によるとすでに当初目的の達成目どはついてきたという。採種園では種子も実見することができた。

タクアレンボから北部のリベラに至る地域は、国内で最も土壌が植林に適しているといわれるだけあって、樹木の生育も良好である。植林局が公表している当地域のヘクタール当りの年間平均生長量は、ユーカリが30㎡、松が23㎡で、西部ウルグアイ川沿岸地域のユーカリ28㎡、松20㎡を越えている。この地区は植林面積こそ西部ウルグアイ川沿岸地域に比べて小さいものの、国内の大企業が早くから植林に進出しており、近代化した設備をもつ製材工場はもちろんのこと、本年に入ってはヨーロッパ市場を視野に入れて人工乾燥設備を輸入する工場も出現してきている。ただ、製材歩留まりは50%未満が実勢でなので、まずは、このあたりの改善が検討課題であろう。

タクアレンボ、リベラ地域の次には、典型的な牧畜が行われている東部大西洋沿岸地帯北部に出向いた。この地域の植林地はモンテヴィデオから北東へ150キロメートルのあたりからセロラルゴ県につながる地区に多いとの説明であったが、あいにく筆者らが訪れたときは雨で視界が悪かったせいもあってか、車窓からは大きな植林地はあまり目にとまらなかった。むしろ、緩やかな丘陵地に展開される1,000ヘクタール規模の大型牧場が印象に残っている。

セロラルゴ県の県都メロ市西方25キロメートル地点には、総面積1,000ヘクタールに及ぶ国立大学の農牧林総合演習場があり、うち80ヘクタールが植林試験地として利用されている。この試験地には同行のK氏がかって長年勤務しており、同氏の説明によれば、各種のユーカリ、松、杉、広葉樹を導入した生育試験は、試行錯誤の繰り返しであったが、ユーカリでは *Eucalyptus grandis*、松では *Pinus teada* の品種が優れた結果を示した。また、現在、各地で植栽されている樹種はここでの試験結果を踏まえてのものだそうで、植林試験地の中に、様々な樹種の試験林区が点在しているのは、その努力の跡なのであろう。夜は総合演習場内の教員用宿舎に泊めてもらったが、真冬だけに暖炉の火が何よりのご馳走であった。

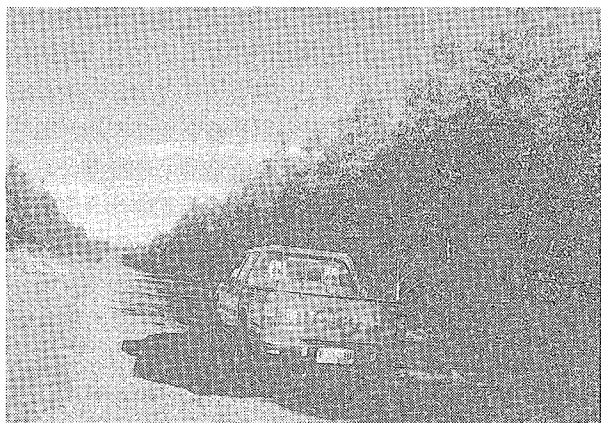
最後に植林地が最も多い西部のウルグアイ川流域を訪問した。幹線道路は何処へ行ってもほとんど舗装されているので、車での移動はそれほど苦にならない。ただ、案内役のK氏がマテ茶を飲みつつ、常時、時速100キロ以上のスピードで運転するので、71歳という年齢を感じさせないものの、乗せてもらっている方としてはつつい足に力が入る。

モンテヴィデオから北西へ300キロメートル離れたウルグアイ川に面するフライベントス港貯木場には、北部地域で植林も手がけている大手の材木商T社のユーカリパルプ材が集積されていた。これは最近のパルプ材輸出傾向を示すものであろう。同社の山林は北部にあるので当地までの輸送は困難ではないかと質問したところ、すべてを自社林から出材しているのでなく、一部は周辺地域および対岸のアルゼンチンから購入しているとの説明であった。パルプ材の集荷には鉄道も利用されているが、たまたま見た貨車のプレートに“帝国車輛1956”と記されているのには驚かされた。意外な所で思いがけない日本製品に出会ったものだ。



異業種企業の投資も盛ん

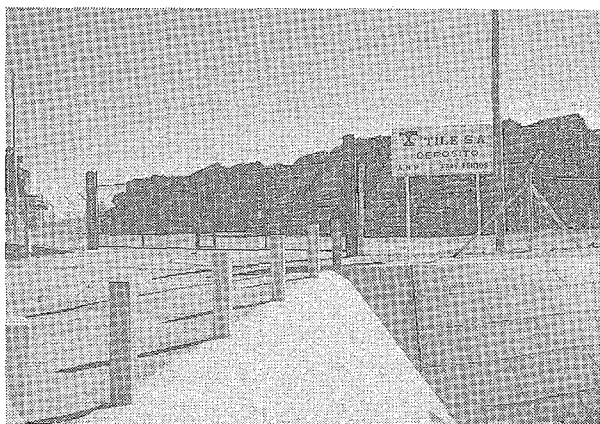
近年、ウルグアイでは、ヨーロッパ向けのチップ用丸太の輸出が増加しつつあって、これに影響されたのか、植林に対する投資が盛んである。本来、林業とは無縁の異業種企業が収益事業としての植林に投資を行っており、さらにスペイン、オランダ、フィンランド、カナダ、チリなどの外国企業も参入してきているという。現場を訪問する機会が得られたいくつかの事例を以下に述べる。



2年生のユーカリ (E. Grandis)
ドゥラスノ県にある銀行退職者年金基金の植林地



同上 林地伐採現場



フライベントス港の貯木場に集積された
ユーカリ丸太 (パルプ材)

フライベントスからパイサンドゥに向かう道筋では、鉄鋼、塗料、製紙など各種の企業や財団の植林地が次々に目に飛び込んでくる。そのほとんどはユーカリと松で、間伐、枝打ち等の手入れは比較的良く行われており、明らかに利益追求型の植林になっている。それだけ期待がかけられているのであろう。パイサンドゥ地区で植林を展開している石油メジャーの1社はパルプ材生産志向型で、来年後半から年間100万 m^3 の生産、輸出を始めるという。苗畑内には水や肥料の自動給配設備のほか、自動播種設備や育種用圃場まであって、近代的な運営方法がとり入れられている。現場責任者は、将来はウッドチップの輸出も手がけたいと話していたが、それには現在のウルグアイの港はいずれも水深に難点があるので、輸出港としての整備が必要である。

このほか当地区では年金の財源確保を目的に始めた銀行退職者年金基金による植林も行われていた。所有面積1万5,000haは植林規模としては大型の部類に属する。当初は事業責任者の選任を誤ったため、経営面に支障をきたしたが、本年からは責任者を一新し、順調な運営に転換できたという。輸出を視野に入れた植林樹種の比重は松におかれ、収穫材は製材後、人工乾燥している。

当地区は港に近く交通も比較的便利なことから、植林地の多くは企業の手によるもので、国内で最も大きい面積をもつ。なお、国内の植林地は、当地区に限らず政府直轄のものは試験研究林のような特別のものを除けないに等しい。

目下、国内各地で展開されている植林事業を国土利用という点からみると、牧畜関係用地が78%と圧倒的な比重を占め、森林面積は天然林を含めてもわずか5%程度のところにとどまっている。ただ、政府の土壌調査では植林適地が360万haあるとしているので、現在の森林面積とされている90余万haを基準にすると、植林の潜在力はかなり高いと推量される。植林に対する政府の姿勢について、関係者が説明するところでは、現在凋落傾向にある牧畜業の衰退部分を植林に基盤を置く産業の振興で補おうとしている。植林に関する助成金、ソフトローン等の適用にもこまかな配慮がみられるという。

急がれる国際市場の研究

筆者のウルグアイ滞在は僅か1カ月しかなかったので、実態を見誤っている点があるかも知れない。しかし、この国の植林レベルは、想像していたよりも高く、生育面でも隣国のブラジルやアルゼンチンに劣るものではなかったというのが率直な感想である。

植林に進出している企業、機関の指導者は、熱心かつ意欲的に植林・撫育に取り組んでいる。今後、この国の植林事業に必要な数々の要件のうち、優先すべきものは、育林よりも収穫物の加工と販売ルートの確立であろう。そのためには指導者たちが、一日も早く国際市場の研究に着手する必要がある。

素朴な民族性を考えると、植林はウルグアイに見合った事業という気もするし、そう思えばなおのこと出口が気にかかってしまう。

海外農林業開発協力促進事業 ☐☐☐

(社)海外農業開発協会は昭和50年4月、我が国の開発途上国などにおける農業の開発協力を寄与することを目的として、農林水産省・外務省の認可により設立されました。

以来、当協会は、民間企業、政府および政府機関に協力し、情報の収集・分析、調査・研究、事業計画の策定、研修員の受入れなどの事業を積極的に進めております。

また、国際協力事業団をはじめとする政府機関の行う民間支援事業（調査、融資、専門家派遣、研修員受入れ）の農業部門については、会員を中心とする民間企業と政府機関とのパイプ役としての役割を果たしております。

海外農林業開発協力促進事業とは

多くの開発途上国では、農林業が重要な経済基盤の一つになっており、その分野の発展に協力する我が国の役割は大きいといえます。そのさい、当協会では、経済的自立に必要な民間部門の発展を促すうえで、政府間ベースの開発援助に加え、我が国民間ベースによる農業開発協力の推進も欠かせないとの見地から、昭和62年度より農林水産省の補助事業として「海外農林業開発協力促進事業」を実施しております。

当補助事業は、今日までの実施の過程で、開発途上国における農林産物の需要の多様化、高度化等を背景とする協力ニーズの変化および円滑な情報管理・提供に対応するための拡充を行い、現在は次の3部門を柱としております。

1. 優良案件発掘・形成事業（個別案件の形成）

農業開発ニーズ等が認められる開発途上国に事業計画、経営計画、栽培などの各分野の専門家が構成される調査団を派遣して技術的・経済的視点から開発事業の実施可能性を検討し、民間企業による農林業開発協力事業の発掘・形成を促進します。

民間ベースの開発途上国における農林業開発事業の企画・立案に関して、対象国の農林業開発、地域開発、外貨獲得、雇用創出、技術移転などの推進に寄与すると期待される場合、有望作物・適地の選定、事業計画の策定などに必要な現地調査を行います。

相談窓口 ☐☐☐

民間ベースの農林業投資を支援

2. 地域別民間農林業協力重点分野検討基礎調査（農業投資促進セミナーの開催）

農業投資の可能性が高いと見込まれる地域に調査団を派遣して対象地域の農業事情、投資環境、社会経済情勢を把握・検討し、検討結果に基づく農業開発協力の重点分野をセミナーなどを通じて民間企業に提示します。

セミナーでは、農業投資を検討する上で必要となる基礎的情報とともに、現地政府関係機関および業界各方面から提出された合弁希望案件を紹介します。本年度は、中国南部地域（雲南省、広西壮族自治区）を対象に、平成10年3月に開催の予定です。

昨年までに、①インドネシア、②ベトナム、③中国揚子江中下流域、④中国渤海湾沿岸地域、⑤中国揚子江上流域を対象にセミナーを開催しました。

3. 海外農林業投資円滑化調査（情報の提供と民間企業参加による現地調査）

海外投資事業に関心を持つ企業の投資動向アンケート調査および投資関連情報の整備・提供を行うとともに、主に海外事業活動経験の少ない企業などを対象に、関心の高い途上国へ調査団を派遣し、当該国の農業開発ニーズ、農業生産環境などを把握します。

業界の団体、あるいは関係企業などの要望に沿った現地調査を企画し、協会職員が同行します（毎年度1回）。現地調査では、現地側の企業ニーズ、投資機関などの開発ニーズを把握するとともに、事業候補地の調査および現地関係者との意見交換などを行います。参加にあたっては、実費（航空賃、宿泊費、食費等）の負担が必要ですが、通訳・車両用上などの調査費用は協会が負担します。

また、アンケートおよび本調査の結果概要をはじめとする投資関連情報を提供するため、季刊誌を発行しています。

（社）海外農業開発協会
第一事業部
TEL：03-3478-3509

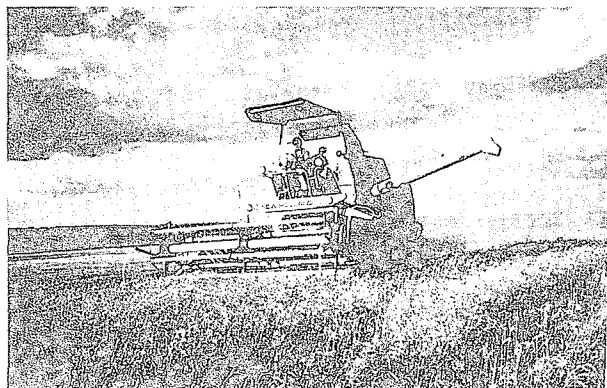
農林水産省
国際協力計画課事業団班
TEL：03-3502-8111（内線2849）

総合農業雑誌

アグロ・ナッセンテ

AGRO-NASCENTE

ブラジルで発行されている
日本語の農業雑誌!!



南米の農業が

次第に注目されてきました。

従来のコーヒー、カカオ、オレンジ、大豆などの他に、熱帯から温帯までの多くの作物が生産されるようになったからです。

南米の農業情報は、日本語唯一の専門誌「アグロ・ナッセンテ」誌で—

EDITORIA AGRO-NASCENTE S.A.
R. Miguel Isasa, 536 - 1º - S/ 13, 14, 15
CEP 05426 São Paulo Brasil

(日本でのお申込み先)

日伯毎日新聞社東京支局
東京都港区三田 2-14-7
ローレル三田503号

Tel.: 03(3457)1220

海外農業開発 第234号

1997. 10. 15

発行人 社団法人 海外農業開発協会 橋本栄一 編集人 仁科雅夫
〒107 東京都港区赤坂8-10-32 アジア会館
TEL (03) 3478-3508 FAX (03) 3401-6048
定価 300円 年間購読料 3,000円 送料別

印刷所 日本印刷(株)(3833)6971

シンガポール、〈馬〉ジョホール州、〈印尼〉バタム島
約3000社の最新情報を網羅

シンガポールの 日系企業総覧1997年 限定版

社団法人 日本シンガポール協会 共編
シンガポール日本商工会議所
(資料提供協力：Matsunaga & Assoc)

A4版

定価：14,700円 (会員は半額)

特別予約期間中 (12月末日まで) は20%引き

◆年別進出企業リスト他、関係資料も掲載

◎問い合わせ・お求め先◎

社団法人 日本シンガポール協会

〒107 東京都港区赤坂 8-10-32 アジア会館3F

Tel : 03-3403-3719 Fax : 03-3403-2464

*一般書店では、お買い求めになれません。

海外農業開発

第 234 号

第 3 種郵便物認可 平成 9 年 10 月 15 日発行

MONTHLY BULLETIN OVERSEAS AGRICULTURAL DEVELOPMENT NEWS